

第 27 回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発事業委託業務仕様書

1 事業名

第 27 回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発事業委託業務（以下「業務」という。）

2 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 8 月 29 日（金）まで（啓発実施期間は公示日から投票日まで）

3 業務の目的

県内の有権者に対し、第 27 回参議院議員通常選挙の実施及び投票日の周知を行うとともに、県民一人ひとりが選挙の重要性を十分に認識し、正しいルールを守りながら、進んで投票に参加するような効果的な啓発事業を一体的に展開する。

4 基本理念

本業務では、幅広い世代の有権者はもとより、投票率が特に低い傾向にある若年層及び子育て世代が、政治や選挙への関心及び投票意欲を高められるよう、次の事項に重点を置いた企画を提案すること。

- （１）若年層（10 代から 20 代）及び子育て世代の投票率向上
- （２）投票日及び投票方法等の幅広い世代への周知

5 業務の企画・実施にあたっての留意事項

- （１）投票期日は現時点では未定であるが、企画提案に当たっては、仮に、公示日を令和 7 年 7 月 3 日（木）、投票日を同月 20 日（日）と設定し、提案及び見積をすること。当該日程は、提案及び見積に際して便宜上仮定したものであるため、日程が変更される可能性があることに十分留意し、変更があった場合でも対応できるようにすること。

- （２）各業務の啓発において、必要な事項を分かりやすく示すこととし、次の情報は原則盛り込むこと。

- ・選挙名 第 27 回参議院議員通常選挙
- ・投票日（仮） 令和 7 年 7 月 20 日（日）
- ・作成者 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会
徳島県選挙管理委員会・徳島県明るい選挙推進協議会連合会
- ・アイコン（ロゴマーク） 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会の作成物
- ・その他（スペースの都合がつく場合は可能な限り盛り込むこと。）
 - ・投票日の投票時間 午前 7 時から午後 8 時まで ※一部地域を除きます。
 - ・期日前投票（仮） 7 月 4 日（金）から 7 月 19 日（土）
午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
※一部地域では異なる場合があります。

- （３）当選挙の選挙区選挙において、徳島県は高知県との合区による実施となるが、一般的に合区された選挙区では、有権者の候補者に対する興味関心の希薄化等による投票率の低下傾向が懸念されている。企画提案に当たっては、この状況を踏まえた上で、県民が選挙そのものに関心を持てるような啓発内容とすること。

- （４）各業務の啓発実施期間について、原則公示日から投票日まで（18 日間）とすること。

- （５）成果物の完成又は納品について、原則公示日の前日までとすること。

- （６）配送物について、原則公示日の前日までに配送先に到着予定とすること。

- （７）本業務の成果物は県に帰属するものとし、県が自由に使用できるものとする。また、その使用については、今年度に限定されないものとする。

- （８）受託者は、委託業務期間中、当該選挙に係る立候補予定者の政治活動に関与してはならないこと。

- （９）特定の候補者及び政党等を類推させるような表現（デザイン、キャッチフレーズ、人物等）は使用しないこと。なお、人物を使用する場合は、特定の候補者及び政党等との関係性等、投票参加の呼びかけを行う本業務の目的を十分に踏まえた人選となるよう留意すること。

- (10) 各種広告の掲載箇所、ポスターの掲出場所等について、候補者及び政党等の広告と隣接しないよう注意すること。また、各放送等を実施する場合についても同様に、候補者及び政党等の実施する政策放送のタイミングと重ならないようにすること。
- (11) 夏期に執行される選挙であることを踏まえ、適切な熱中症対策を講じるなど、啓発に参加する者の安全に配慮して企画・実施すること。
- (12) 本業務においてウェブサイトを活用する場合は、ドメインについては、県が提供するサブドメインを利用すること。

6 業務の内容

事業者の自由な提案によるものとするが、次の（１）から（１１）までの業務については、必ず実施することとした上で、各業務の特徴を踏まえた内容と広告料を効果的に組み合わせた提案を行うこと。なお、これらの業務は、最低限必要な業務として示しているものであり、これらに絞る意図ではなく、効果的と思われる方法を幅広く検討すること。

（１）統一コンセプト・デザインの設計

- ・基本理念を踏まえた統一コンセプト・デザインを提案すること。
- ・企画提案書にデザイン案等概要が分かる資料を添付すること。
- ・提案したコンセプトに基づき、各業務を一体的に企画提案し、県民に対して効果的な啓発事業を実施すること。
- ・選挙に関するイメージキャラクターを使用する場合は、「めいすいくん」又は「阿波踊りめいすいくん」をメイン又はサブキャラクターとして使用すること。これは、新たなキャラクターのみを露出することにより、既存キャラクターの活用機会の消失を避ける趣旨であり、新たなキャラクター使用の阻害及び既存キャラクター使用の強制の意図ではない。

（２）若年層及び子育て世代に対する有効かつ話題性の高い啓発事業の企画・実施

- ・当該世代の選挙への意識を高め、投票率向上につながるような事業を自由に企画提案すること。
- ・当該世代に対し効果的に訴えかける創意工夫を凝らした内容とし、ニュース等の各種メディアに取り上げられるような話題性があるものとする。
- ・他の業務の内容と重複しない、新たな取組とすること。ただし、他の業務との連動や同時実施は可とする。（例：イベント、キャンペーン等）

（３）啓発動画の企画・制作

次のア及びイにおける共通事項

- ・活用用途は、各種 SNS（X、Facebook、YouTube 等）への掲載、デジタルサイネージでの放映等、各業務において利用することを想定している。
- ・企画提案書に絵コンテ等概要が分かる資料を添付すること。
- ・データによる納入のほか、CD-R2 枚を県に納品すること。1 本のデータサイズが 1,000MB を超える場合は、データ送信が容易な低容量版も併せて作成すること。

ア 若年層向け啓発用

- ・15 秒程度×1 本、60 秒程度×1 本（計 2 本）、mp4 形式、字幕付き。
- ・特定の選挙を想定したものではなく、政治や選挙に関心のない若年層を対象に、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動することを呼びかける内容とすること。
- ・活用場面は、大学や高等学校でのデジタルサイネージ等での放映及び学生ポータルサイトへの掲載、学生向け配布物へのリンク先の掲載等を想定している。
- ・作成者の記載は「徳島県選挙管理委員会・徳島県明るい選挙推進協議会連合会」とすること。

イ 投票日等周知用

- ・15 秒程度×1 本、30 秒程度×1 本（計 2 本）、mp4 形式、字幕付き。
- ・第 27 回参議院議員通常選挙の投票日等の周知を目的とし、進んで投票に参加することを

呼びかける内容とすること。

- ・必要に応じ、期日前投票、不在者投票等の情報を入れること。

(4) SNS やインターネット等広告の掲載及び記事投稿の企画

- ・SNS (X、Facebook、LINE、Instagram、YouTube 等) やインターネット等における広告の中から、効果的な啓発ができる媒体を 2 つ以上選択し、その理由と併せて配信計画を提案すること。
- ・提案に基づき、配信内容を県と協議の上、広告に必要なバナー等のデザイン、広告の配信設定等、実際の広告表示に至るまでの作業を行うこと。
- ・広告のリンク先は県選管ホームページを想定しているが、詳細は協議して決定する。その他に効果的なリンク先があれば併せて提案すること。
- ・広告以外に効果的な記事投稿等の実施可能な企画があれば提案すること。なお、X、Facebook、YouTube については徳島県選挙管理委員会のアカウントがあるため、新たに作成する必要はない。それ以外を使用しての啓発を提案する場合は、その媒体を選択した理由を併せて示すこと。アカウントの作成が必要な場合は、今後県が実施する啓発事業で使用することを前提に、アカウントの権利が県に帰属するように手続すること。

(5) 啓発資材の企画・制作・配送

街頭啓発における配布物、関係機関での設置等を想定した資材を次のとおり制作・納品すること。

ア チラシ

- ・A4 版、両面カラー刷、計 3,000 枚を印刷し、別紙 1 のとおり納品・配送すること。
- ・投票日の周知や明るい選挙の推進等を呼びかけるチラシのデザインを 1 種類以上作成すること。
- ・裏面のデザインは別途県が提供する PDF データ (3 種、各 1,000 枚) とする。

イ のぼり旗

- ・のぼり旗を 1 種類、計 10 枚作成し、県に納品すること。

ウ 効果的なノベルティ

- ・県民が街頭等で手軽に持ち帰ることができるノベルティを作成し、別紙 1 のとおり納品・配送すること。
- ・単価が極端に高いものは避け、極力、県内業者への発注とすること。
- ・過去の事例：ウェットティッシュ、マスク、絆創膏他

(6) 総務省作成の啓発資材の活用

別途県が手配し、公示日までに県に納品予定の各資材を次のとおり活用すること。

ア ポスター

- ・徳島駅等の県内駅舎にポスターを掲出すること。掲出に係る申請等の諸手続を含む。
- ・その他に効果的な掲出場所があれば、自由に提案すること。
- ・別紙 1 のとおり配送すること。

イ リーフレット、点字パンフレット、音声 CD

- ・別紙 1 のとおり配送すること。

(7) 懸垂幕の掲出

- ・別紙 2 を参照の上、徳島駅ビルに懸垂幕による投票日周知の広告を掲出すること。掲出に係る申請等の諸手続を含む。
- ・掲出期間は公示日から投票日翌日 (最終日は撤去日) までの 19 日間とする。

(8) 電光掲示版等への広告放映

- ・徳島駅構内デジタルサイネージ、県庁前かちどき橋スペースビジョンにおいて、投票日等を周知する広告データを作成し、放映すること。放映に係る申請等の諸手続を含む。
- ・その他に効果的な放映場所があれば自由に提案すること。

(9) 広報車による啓発

別紙3を参照の上、次の業務を実施すること。

ア 巡回の運行管理

- ・車両に広報諸機材を搭載し、啓発放送を行いながら県内各地を巡回すること。
- ・別途県が作成する広報車運行計画に基づき、運行管理すること。
- ・投票日3日前から投票日までの計4日間、各日3台。
- ・巡回初日午前10時に県庁正面玄関にて出発式を行う。出発式の企画・実施は県が行う。

イ 車両の借り上げ

- ・車両を手配すること。
- ・故障、事故等といった不測の事態の際には、代替車の手配等、業務遂行のできる体制を取る。

ウ 車両看板の制作

- ・看板を作成し、車両に取り付けること。

エ 広報諸機材の手配

- ・車上スピーカー、車載アンプ、CDプレーヤー、バッテリー等、自動車による啓発放送に必要な機材一式を手配し、車両に搭載すること。

オ 音声CDの制作

- ・放送文を読み上げる音源CD-Rを作成し、車両に搭載すること。
- ・放送文は期日前、投票日前日、投票日当日の3種類。

(10) 街頭啓発の実施

ア 徳島県明るい選挙推進協議会連合会との共催による街頭啓発

- ・当連合会との共催による街頭啓発を1回実施すること。当連合会との調整は県が行い、実施に際しては役員の帯同を伴う場合がある。
- ・県民が多く集まる効果的な実施場所（例：大型施設、ショッピングモール等）を提案すること。
- ・実施に伴う諸手続き、当日の進行管理、スタッフの手配を含む。

イ 大学と連携した啓発活動

- ・県内4大学の構内において啓発活動を各1回実施すること。大学との調整は県が行う。
- ・実施に伴う諸手続き、当日の進行管理、スタッフの手配を含む。

(参考) 直近の選挙（令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査）における啓発

- ・当日の運営スタッフ人数 ア 11名（着ぐるみ3体、各補助含む）、イ 各日2名
- ・内容 チラシ及びノベルティの配布、投票参加の呼びかけ

(11) プロスポーツのホームゲームへのブース出展

- ・県内プロスポーツにおいて、期間中に実施されるホームゲームに併せてブースを出展し、啓発活動を行うこと。
- ・当該団体への依頼は県関係課を通じて行うが、その後の調整や当日の進行管理等は受託業者が行うこと。

(参考) 直近の選挙における啓発

- ・徳島ヴォルティス ブース出展、会場内オーロラビジョンにて啓発動画放映
- ・徳島ガンバローズ ブース出展

(12) その他、有効な啓発事業

(1) から (11) までの業務以外にも、予算の範囲内で実施可能な事業があれば提案すること。

7 業務報告

(1) 必要に応じて県と打合せを行うとともに、業務の進捗状況及び今後の計画について、報告

を行うこと。

- (2) 本業務が完了したときは、実績報告として委託業務完了報告書と併せて業務全体の報告書を提出すること。なお、当該報告書には、記録写真、成果物、その他関係書類を含めること。
- (3) 報告書は各業務に分けて整理するとともに、業務全体を通した成果、効果検証、あい路等を分析し、記載すること。
- (4) 各業務において、成果の数値化が可能なものは、その各種値を報告書に含めること。(例：SNS 広告のリーチ数等)
- (5) 報告書は電子データ及び紙文書 1 部により提出すること。

8 その他

- (1) 県は、本業務（再委託をした場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。
- (2) 受託者は、(1) の要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。
- (3) 受託者は、提供された資料を厳重に整理保管し、業務以外の目的に使用せず、業務終了後、県に返却するものとする。
- (4) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 本事業を行う上で、取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (7) 委託業務成果物に対する著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（講習送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 2（貸与権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定するこれらの権利は県に帰属する。
- (8) 県は、著作権法第 20 条（同一性保持権）の 2 に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作権人格権を主張しないものとする。
- (9) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾等が必要な場合は、県と緊密な連携を図りながら、受託者が必要な権利処理を行うこと。
- (10) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務等については、徳島県内の事業者から優先調達するように努めること。
- (11) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して、著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (12) この仕様に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定する。

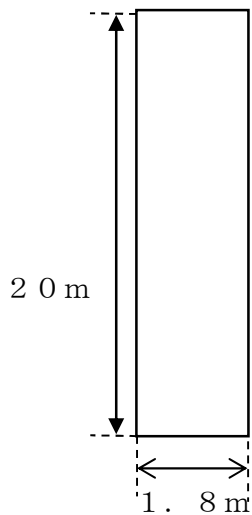
				仕様書 6 における業務								
				(5)		(6)						
				チラシ	ノベルティ	A2ポスター	B2ポスター	B1ポスター	B0ポスター	リーフレット	点字パンフレット	音声CD
県選管	徳島県	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	1650	1300	205	107	15	23	735	88	131
	予備			840	150	0	0	0	0	0	0	0
市町村選管	徳島市	770-8571	徳島市幸町2丁目5番地	-	200	0	100	5	5	100	30	5
	鳴門市	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170番地	-	200	0	0	0	0	100	5	5
	小松島市	773-8501	小松島市横須町1番1号	-	200	0	40	0	0	300	22	2
	阿南市	774-8501	阿南市富岡町トノ町12番地3	-	200	5	0	0	0	100	136	3
	吉野川市	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115番地1	-	200	10	0	0	0	200	10	1
	阿波市	771-1792	阿波市市場町切幡字古田201番地1	-	200	5	5	5	0	400	20	1
	美馬市	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	-	200	5	0	5	0	100	5	5
	三好市	778-8501	三好市池田町シンマチ1500番地2	-	200	6	6	6	1	10	6	1
	勝浦町	771-4395	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地	-	100	2	0	2	0	50	0	0
	上勝町	771-4501	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1	-	100	10	0	0	0	10	10	10
	佐那河内村	771-4195	名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地	-	100	1	0	0	0	5	2	1
	石井町	779-3295	名西郡石井町高川原字高川原121番地1	-	100	10	40	10	10	40	15	15
	神山町	771-3311	名西郡神山町神領字本野間100番地	-	100	8	0	0	0	70	7	1
	那賀町	771-5295	那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1	-	100	0	20	0	0	20	0	0
	牟岐町	775-8570	海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4	-	100	10	0	0	0	5	5	2
	美波町	779-2395	海部郡美波町奥河内字本村18番地1	-	100	0	2	0	0	50	10	2
	海陽町	775-0295	海部郡海陽町大里字上中須128番地	-	100	10	10	0	0	100	3	1
	松茂町	771-0295	板野郡松茂町広島字東裏30番地	-	100	10	0	0	0	10	10	5
	北島町	771-0285	板野郡北島町中村字上地23番地1	-	100	10	10	5	2	100	20	2
	藍住町	771-1292	板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1	-	100	10	5	2	2	10	5	1
	板野町	779-0192	板野郡板野町吹田字町南22番地2	-	100	10	0	0	0	10	10	10
	上板町	771-1392	板野郡上板町七條字経塚42番地	-	100	5	0	0	0	10	1	1
	つるぎ町	779-4195	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3	-	100	5	5	5	5	500	5	3
	東みよし町	779-4795	三好郡東みよし町加茂3360番地	-	100	3	0	0	0	2	5	5
高等教育機関	徳島大学	770-8502	徳島市南常三島町 1 丁目 1 番地	100	100	-	-	-	-	-	-	-
	鳴門教育大学	772-8502	鳴門市鳴門町高島字中島 7 4 8	10	50	-	-	-	-	-	-	-
	四国大学	770-0053	徳島市応神町古川字戎子野123-1	50	50	-	-	-	-	-	-	-
	徳島文理大学	770-8514	徳島市山城町西浜榜示 1 8 0	200	200	-	-	-	-	-	-	-
	阿南工業高等専門学校	774-0017	阿南市見能林町青木 2 6 5 番地	50	50	-	-	-	-	-	-	-
	徳島工業短期大学	770-0053	板野郡板野町大伏蓮花谷 1 0 0	100	100	-	-	-	-	-	-	-
	徳島県視聴覚障がい者支援センター	770-0005	徳島市南矢三町2丁目 1ー5 9	-	-	-	-	-	-	-	50	120
	県内駅舎への掲示（要申請）			-	-	-	22	-	-	-	-	-
計				3000	5200	340	372	60	50	3040	480	330

※各配布部数は現時点の予定であり、変更の可能性があることに留意すること。

懸垂幕仕様書

1 規格・品質

サイズ等は概ね次の図のとおりとし、風雨に耐える堅牢なものとする



- ・ 徳島駅ビルに掲出できるよう、適宜の位置に、フック等の取付けや穴開け等の加工を行うこと
- ・ 地色は白色
- ・ 文字自体はメイリオとすること。

2 作成枚数

1 枚

3 その他

- (1) 要施行打合せ・要校正
- (2) 公示日から投票日までの間、徳島駅ビルに掲出すること。
- (3) 設置後の写真を納品すること。
- (4) 投票日翌日午前撤去すること。
- (5) 設置にかかる日程調整及び申請等を行うこと。
- (6) 荒天等により、掲出に危険が生じると見込まれる場合には、対応について県と協議すること。

広報車による啓発 各業務の仕様書（案）

1 運行計画・日程**（１）運行計画路（アンダーラインは経路ではなく地域巡回を示す）****■第１計画路（徳島市周辺）**

県庁正面玄関－旧吉野川橋－北島町内－松茂町内－鳴門市矢倉－
 総合運動公園－県合同庁舎－鳴門駅前－桑島－明神－桑島－
 鳴門商店街－バイパス－吉野川大橋－市民病院・住吉－城東町－
 徳島駅前－佐古旧道－蔵本駅前－田宮街道－新町橋－大道－二軒屋－
 富田橋－中昭和町－県庁

■第２計画路（県西方面）

県庁正面玄関－中央病院－石井町役場－浦庄－鴨島駅前－川島町－
 つるぎ町貞光－三好市役所－三好大橋－北岸経由－美馬市脇町庁舎－
 阿波市－藍住町内－名田橋－県庁前

■第３計画路（県南方面）

県庁正面玄関－徳島文理大－バイパス（大野）－勝浦浜橋－論田－
小松島市街－赤石－春日野－那賀川橋－阿南市役所・駅前－大湊－
 橘－福井－日和佐－牟岐－海部－宍喰－海陽町宍喰庁舎－海部奥浦－
牟岐町役場－日和佐駅前－赤松越え－那賀町－桑野－長生－
 バイパス－バイパス（大野）－勝浦浜橋－津田－県庁前

（２）運行日程**■投票日３日前**

7：30 広報看板搭載
 8：30 広報スピーカー、アンプ、テープレコーダー搭載
 10：00 出発式（9：45には県庁正面玄関に到着のこと）
 1号車→第１計画路（各日とも）
 2号車→第２計画路（　〃　）
 3号車→第３計画路（　〃　）

18：00 巡回終了 ＊南玄関前

■投票日２日前、投票日前日、投票日当日

9：00 巡回開始 ＊出発は南玄関前
 17：00 巡回終了 ＊南玄関前

2 車両

(1) 規格

中型乗用車

(2) 色

黒塗り車とし、車体に社名等の記載のないもの

(3) その他

- ・車体上部の社名表示は取り除くこと
- ・広報諸機材（広報看板、音響機器）取り付けのため、ルーフに雨樋のあるもの
- ・広報諸機材取り付けについては、別紙の写真を参照すること
- ・運行記録を提出のこと

(参考写真)



3 看板

(イメージ図)



(作成注意事項)

- ・ 対面は同じものを作成すること。
- ・ 地は白とし、文字は指定した文字以外は黒色とすること。
- ・ 寸法は広報車（タクシー借上）に合わせることに。
- ・ スピーカーを前後に1個ずつ取り付けること。
- ・ 個数は3個とする。
- ・ 広報車への看板及びスピーカーの設置を含めたものであるため、受注にあたっては注意すること。
- ・ 事前に（広報車の）タクシー会社と打ち合わせを行うこと。
- ・ デザイン・色の詳細、日付については、要施行打ち合わせ

(色指定)

「7・20・日（曜日のみ）・午後8時」は赤色、「投票日」（サイド）は黒色で周囲の円の中は黄色、「参議院議員通常選挙」は青色

4 広報諸機材

(1) 内容

県内各地を巡回する借り上げ車で啓発放送を行うために必要な広報諸機材を搭載する。

(2) 想定される借上げ機材等

- ・ 車上スピーカー
- ・ 車載アンプ
- ・ CD プレーヤー
- ・ バッテリー

等、自動車による啓発放送に必要な機材一式

(3) 数量

3セット

(4) その他

タクシー会社、看板作成業者と打合せの上、啓発放送の開始までに借上げ車に機材を搭載すること。

5 啓発放送文

(1) 7月17日（木）・7月18日（金）

こちらは徳島県選挙管理委員会です。

7月20日の日曜日は、参議院議員通常選挙の投票日です。

選挙区選挙は徳島県と高知県が合区となっています。

選挙区選挙は候補者氏名を、比例代表選挙は候補者氏名または政党等の名称を記載してください。

投票日に投票に行けない方は、期日前（きじつぜん）投票をしましょう。

お住まいの市町村選挙管理委員会で、午後８時まで受け付けています。

棄権することなく、必ず投票しましょう。

参議院議員通常選挙の投票日は、７月２０日の日曜日です。

（２） ７月１９日（土）

こちらは徳島県選挙管理委員会です。

あすの日曜日は、参議院議員通常選挙の投票日です。

選挙区選挙は徳島県と高知県が合区となっています。

選挙区選挙は候補者氏名を、比例代表選挙は候補者氏名または政党等の名称を記載してください。

投票日に投票に行けない方は、期日前（きじつぜん）投票をしましょう。

お住まいの市町村選挙管理委員会で、午後８時まで受け付けています。

棄権することなく、必ず投票しましょう。

参議院議員通常選挙の投票日は、あすの日曜日です。

（３） ７月２０日（日）

こちらは徳島県選挙管理委員会です。

今日は、参議院議員通常選挙の投票日です。

皆さん、投票はもうお済みでしょうか。

投票時間は、一部の地域を除き午後８時までです。

棄権することなく、必ず投票しましょう。

今日は、参議院議員通常選挙の投票日です。